

## 選択的夫婦別姓導入に慎重な対応を求める意見書

政府・与党は、今通常国会に選択的夫婦別姓を盛り込んだ民法改正案を提出しようとしている。かねてより、女性の社会進出に伴う改姓の不利や少子化による家名の存続を願う立場から、夫婦別姓の利点が主張されてきた。しかし、法案提出が具体化するたびに見送られてきたのは、その利点以上に多くの問題点があるためである。

何よりも、夫婦別姓は家族別姓である。それによってもたらされる事態に危惧を感じざるを得ない。ただでさえ、離婚や家庭内暴力の増加など、家族の崩壊が問題とされている現在、夫婦別姓が導入されれば、この傾向を一層助長する恐れがある。家族別姓の一番の被害者は子供たちである。父親と母親の姓が異なることに嫌悪感や違和感を感じる中高生の割合は7割を超えるという調査結果がある。子供の教育にとって何より大切なものは家族のきずなであり、一体感である。夫婦が同姓であることは、その一体感を最低限担保するためには必要である。

改姓による不利益は旧姓を通称として使用することで回避が可能であり、家族を犠牲にした夫婦別姓の導入には慎重な対応を求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年3月18日

大垣市議会